

春野商工会報

R6年12月 第37号
発行：春野商工会
高知市春野町西分55番地
TEL:088-894-2146
FAX:088-894-2461

高知市との行政懇談会 開催

令和6年11月6日(水)、ホテルSp-harmonにて、高知市の商工観光部・農林水産部・市民協働部の方々と春野町へ招聘し、春野商工会理事・監事10名、高知市商工観光部・農林水産部・市民協働部から13名が出席し、行政懇談会を行いました。平成20年に春野町が高知市と合併してから実に16年を経て、初めての行政懇談会開催の運びとなりました。

代表挨拶として、春野商工会からは西込浩一会長、高知市からは商工観光部 部長 今西剛也様よりお言葉を頂き、懇談会が開会しました。まず西村事務局長から春野商工会の沿革や現況について説明を述べた後、協議事項の意見提案及び回答に移りました。

意見提案は、事前に役員及び会員の方々より「春野町の商工業者の実態」や「春野町の地域課題と地域振興施策」等についてご意見・提案を頂き、高知市からの回答資料を基に質疑応答を行いました。市街化調整区域・農業振興地域により社会的に必要な産業が入りにくいことや、農産物を中心とした産業創出と並行して商工業も含めた成長シナリオの構築、若年層の春野町離れ(人口減少)対策への取組みについて等、「春野町をもっと盛り上げたい」「春野町をもっと知ってもらいたい」という強い思いが感じられる質疑応答が繰り広げられました。

高知市からは、商工業者支援施策や現状の課題点、高知市で行っている施策や現状の課題点、今後の展望について丁寧なご説明・ご回答を頂き、予定していた時刻を超過するほど白熱した議論におよび、初めてとなる懇談会は盛況の中無事に閉会しました。役員の方々からは大変有意義な時間だったとの意見もあり、第二回、第三回と続けていけるよう、春野商工会では今後も行政と連携し、地域事業者とともに地域の経済発展に取り組んで参ります。



行政懇談会の様子



高知市側



春野商工会側

第1回春野町のお店体験「サバイバルゲーム体験」開催

春野商工会青年部 (上田晃大 部長)

令和6年11月16日(土)、サバイバルゲームフィールドジャブローにて、春野商工会青年部が主催する第1回春野町のお店体験「サバイバルゲーム体験」が開催されました。

このイベントは、地域の子どもたちに地域のお店や産業を知って体験してもらう機会を提供し、地域に愛着をもってもらいたいことが将来の地域経済活性化、地域の担い手育成に繋がると考え、春野商工会青年部が企画した地域貢献事業です。

当日はあいにくの雨模様でしたが、小学5年生・高校生まで15名の児童・生徒にご参加いただき、元気にサバイバルゲームを体験しました。

体験後のアンケートでは、参加者全員が「とても楽しかった」「またサバイバルゲームをしたい」と回答し大変好評でした。当イベントを通じて、春野町のお店を知ってもらいきっかけとなり、大変有意義な活動となりました。

春野商工会青年部では今後も商工会と共に地域振興、観光振興等に取り組んで参りますので、春野商工会青年部活動にご支援・ご協力を賜りますようお願い致します。

商工会青年部は、経営者の資質向上を目指す講習会・研修会等の開催、地域貢献、商工業者のネットワーク・人脈作り等に取り組んでいます。春野商工会青年部では随時部員を募集しております。商工会会員もしくは会員の親族、法人役員、後継者等で45歳以下の男女がご加入いただけます。ご興味がある方がいらしたら、お近くの青年部員または事務局までお問い合わせください。



第2回プチっとはるのマルシェ開催

プチっとはるのマルシェ実行委員会(中村雄大 実行委員長)

令和6年11月17日(日)10時〜15時迄、春野総合運動公園いこいの広場前駐車場にて、第2回プチっとはるのマルシェを開催しました。当日は、最高気温25度、最低気温17度と季節外れの夏日でしたが、全21店舗が出店しました。飲食料品店舗をはじめ、キッチンカー、高知大学農林海洋科学部学生によるさつまいもの販売、ハンドメイド雑貨や韓国子ども服、スーパーボールすくい等、様々な業種の出店事業者が集まりました。

800名を超える来場者の多くは親子連れで、子どものはしゃぐ声も聞こえる賑やかな中、広田一参議院議員も応援に駆けつけてくださいました。

イベント中央スペースでは、株式会社中村防災サービス・東北自動車有限会社の協力により、防災用テントやトイレ、キャンペーンカーの展示をし、必ず来るとされる南海大地震に備えるべく、来場者の防災意識が高まるイベントとなりました。

11月27日(水)にはマルシェ出店者による懇親会が開催され、来年の開催に向けて新たな実行委員を迎えることができました。今回は春野総合運動公園の利用者が多く、終日ほぼ満車の状態で車が停められず来場を断念する方もいた、など、課題を話し合い次回への開催につなぐ会となりました。



会場の様子



(株)中村防災サービスによる防災用品の販売ブース



出店事業者懇親会の様子

左：広田一 参議院議員
右：西込浩一 商工会会長

令和6年度若手後継者等育成事業

吾川ブロック商工会青年部・女性部合同講習会開催

令和6年11月22日（金）土佐市複合文化施設つなにて吾川ブロック商工会青年部・女性部合同講習会が開催されました。

当事業は、青年部又は女性部が、活動の推進を図るため経営改善普及事業に資する事業に対して活動推進費の補助を受けて開催しております。吾川ブロック（春野町、土佐市、いの町、日高村、仁淀川町）では、各部が順番に幹事を務め、主に講習会を開催しています。本年は土佐市商工会青年部・女性部が幹事を務め、春野商工会からは青年部6名・女性部4名が参加しました。講師として池上幸男氏が招かれ、最新のAI技術を駆使した生産性向上術について実践を交えながら学び、有意義な講習となりました。講習会後には、ドラゴン広場にて交流会も行われ、親睦を深めるよい機会となりました。



合同講習会の様子

あなたのチャレンジをサポートします

春野商工会の支援メニューと新規会員募集

商工会は、地域事業者等が会員となり、ビジネスやまちづくりのために活動を行う地域総合経済団体です。商工業者の意見提言や、地元経済の福祉増進に努めています。〈創業したい〉窓口での個別相談のほか、起業のための知識を体系的に学べるセミナーや交流会、融資の相談受付など幅広く対応しています。〈資金を調達したい〉金融や信用保証に関する相談、マル経等の低利で安心な融資の斡旋を行っています。

〈販路を開拓したい〉自社の商品、サービス、技術を紹介し、ビジネスチャンスを開拓するための支援を行います

〈新商品を開発したい〉新商品の開発や精算、新たなサービスの提供、新しい生産方式の導入などに対し、外部の専門家や助成金事業等を活用しながら支援を行います。

〈事業の引継ぎをしたい〉後継者などにスムーズな事業の譲渡を行うため、それぞれの現状に応じた計画作成や必要な法的手続きなどの支援を行います。

〈経理税務の相談がしたい〉税金の控除や申告制度など、日ごろの皆様の様々なお悩みに対し、帳簿のつけ方から決算、確定申告の方法まで丁寧にサポートします。

〈労働環境を整備したい〉従業員を1人でも雇用する事業主は、労働保険に加入しなければなりません。春野商工会には厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合がございいます。労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務を承っております。

〈福利厚生を充実させたい〉相互扶助の仕組みにより、団体割引で安価かつ有利な各種共済・保険制度をご案内しております。

〈人脈づくりをしたい〉青年経営者・後継者が加入する青年部・女性部があります。経営力を高めるセミナーへの参加や地域イベントの開催など、ビジネス向上とまちづくりに務めることで地域のネットワークが広がります。

〈一般会員会費年額1万2千円〉商工会の目的は企業の繁栄と、地域の発展です。事業の良きパートナーとしてぜひご入会下さい。また、すでにご入会頂いている皆様におかれましても、お取引先、ご関係先、お知り合いなどで未だ入会頂いていない事業所をぜひご紹介下さい。



令和7年1月より申告書等控えへの押印廃止

税務署への紙提出は「ご用心」！

国税庁では、国税に関する手続き等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えについて收受日付印の押なつが廃止されます。書面申告等における申告書等の提出の際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出することとなります。

申告書等の控えへ收受日付印の押印は行われませんので、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理を行ってください。

なお、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」（図1参照）に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものが、希望者に配布されます。

郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対しても、窓口での收受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名（業務セン

ター名）を記載したリーフレットを同封して返送されます。

申告書等控えの收受日押印以外で、申告書の提出事実・提出年月日を確認する方法は以下の通りです。

○申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）
所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について書面により提出している場合であっても、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用して過去3年分のゴゴファイル[※]を無料で取得することができます。消費税申告書は取得できません。

○保有個人情報の開示請求
税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます（写しの交付の場合は1か月程度かかります）。手数料は300円（オンライン申請の場合は200円）です。法人の申告書等には利用できません。

○税務署での申告書等の閲覧サービス
税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。紙媒体で写しをとることはできませんが、写真を撮ることは可能です。

○納税証明書の交付請求
納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額又は所得金額の証明書を取得することができます。手数料は、税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。

春野商工会では、記帳代行・決算・確定申告提出代行を行っております。申告は概ねe-Taxによる電子申請となります。（一部、紙提出となる申告書もございいます。）ご相談は随時受け付けておりますが、確定申告時期は大変込み合いますので十分な対応ができない場合がございます。ご相談は、お早めにご連絡ください。

図1. 税務署窓口で交付されるリーフレット

法律で解決！中小企業のトラブルは怖くない！

街の様子を撮影した映像を自社の宣伝広告に使いたい

Q1. 複数名の通行人の後ろ姿が写った映像素材を使用することは、肖像権の侵害にあたるのでしょうか？

A. 人は、承諾なしにみだりに自分の容貌等を利用・公表されない自由、いわゆる肖像権を有しています。そのため、通行人が写った映像素材を利用する場合には、原則として映像素材に写っている通行人から同意を取得するなどして、肖像権を侵害しないようにする必要があります。もともと、顔がよく写っていないなどの理由で個人を容易に特定できない場合には、そもそも肖像権の侵害は問題となりません。また、個人を特定しうる場合であっても、風景や雑踏など不特定多数の物の姿を全体的に撮影したにすぎないような場合には、社会通念上、受忍すべき限度を越えないとして、肖像権の侵害にはあたらない可能性が高いです。本件の映像素材の場合も、通行人の後ろ姿が写っているに過ぎず、個人を容易に特定できないと考えられ、通行人は主たる撮影対象ではなく、街の背景の一部にすぎないので、肖像権との関係では問題ないと考えられます。

Q2. 街並みを撮影した映像素材には、他社のポスターや看板などが写り込んでいるのですが、この点は著作権侵害にならないでしょうか？

A. 他社のポスターや看板などは、それ自身が著作物にあたる可能性があります。もともと、他人の著作物が写り込んでいた場合でも、その写り込みが全体からみて軽微なもので、著作物の著作権者の利益を不当に害しない正当な範囲の利用であれば、著作権の侵害にはあたりません。本件の映像素材の場合も、意図的に他社のポスターや看板を撮影対象として撮影したわけではなく、背景の一部として写り込んでしまったのであれば、著作権侵害にはあたらないと考えられます。なお、リスク軽減のために、CM映像の美観を損ねない範囲で、他社のポスターや看板にモザイクをかけることも一案です。

Q2. 街並みを撮影した映像素材に加えて、地域のランドマークになっている有名な神社仏閣を撮影して、CM映像に使いたいと考えています。ランドマークである神社仏閣の映像を撮影して、CM映像に利用することは、法的に問題ないでしょうか？

A. ランドマークには、自然物、城郭などの歴史的遺産、デザイン性のある現代の建築物など、さまざまなものがあります。そして、本件で問題になっている神社などの建築物については、特徴的なデザインを有する場合、著作物として保護される場合があります。しかし、そのような場合でも、建築物の外観を撮影することは、著作権法上、自由に行うことができます。

また、著名人の肖像などは商品の販売を促進する力があるとして、これを排他的に利用する権利（パブリシティ権）が問題になることがあります。ところが、建築物などの「物」にはパブリシティ権は認められない為、基本的には、所有者に無断で建築物を撮影したとしても、所有者の権利を侵害することにはなりません。これらの観点からすれば、基本的に、建築物を撮影すること自体について法的な問題は無く、地域のランドマークになっている有名な神社仏閣を撮影し、映像をCM映像に利用することも問題ありません。ただし、建築物などの場合、その所有者が施設管理権に基づき、「商用利用目的での撮影禁止」といった制限を設けている場合があります。トラブルに繋がるリスク低減のために、所有者に確認することが望ましいでしょう。

